

西荻に、広い道路は似合わない！

ニシオギ
号外 2020. 2. 8 132

STOP!
都市計画道路132号線

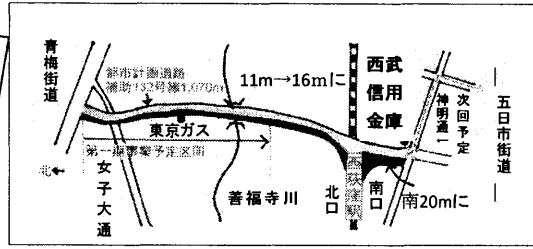


住民合意のない、道路拡張に反対しています！

署名は増え続けて

TANKYOU

現在 5501 筆



区民の多くの反対の声にも関わらず、区長は東京都に認可申請中です。

70軒以上の店舗が失われ、街並を変えてしまうこの計画、認可を止めよう！

- 小池百合子都知事に要望書を提出しました。
- 区長あてに、認可取得前後の事業についての質問状を提出し、回答書を受取りました(裏面掲載)。区役所を訪問して質疑を重ねます。
- 2月12日、定例議会前に会派めぐりをして、要望書を手渡します。
- 同日、区役所前で、ニュース配布、署名集めをします。

活動中です！

1月8日の新年早々に、132号線の道路拡張工事の認可申請が都に提出されました。住民との合意のないこの計画の強行には、すでに5500人以上の反対署名が集まっています。なぜ区は住民の声に耳を傾けようとしなののか、実はこの道路拡張は大正8年の旧都市計画法に基づいて進められているからなのです。大日本帝国憲法下で勅命によって臣民に知らしめる国家事業で、住民の意見を聞く必要がないのです。昭和43年にはこのような計画からの転換を求めて、住民との話し合いを必須事項とする新しい都市計画法が作られています。にも関わらず70年前の立案を旧法で無理押ししようとしているこの計画、なにかがおかしくありませんか？ 街をつくっているのは、本来そこで生活する住民です。自分たちの住む街をどんな街にしたいのか多くの声を届けましょう！

連携

●227号線・高円寺

Twitterアカウント: 高円寺再開発いらない!
Twitterアカウントアドレス: @SAVEKOENJI
11月10日(日)デモ開催! 巨大パレードで阿佐ヶ谷まで歩きました。詳細はツイッターをご覧ください!

●133号線・阿佐谷

「都市計画道路補助133号線(中杉通りの五日市街道までの延伸)に反対する会」
現在、昇り旗・測量お断りステッカーを貼り出し中!
「勉強会」や「世話人会」開催。



西荻窪の道路拡張を考える会

●mail→ nishiogi@jcom.zaq.ne.jp ●twitter→ @nishiogi132 ●blog→ http://blog.goo.ne.jp/ndk
杉並区西荻北5-9-11 加川 5-9-12 中野

1月8日に、杉並区長は東京都へ「132号線拡張工事」の認可申請をしました。私たちは住民集会を開き、区の担当職員にも参加してもらって、沿道の人たちの認可にあたっての不安や質問に答えるよう希望を出しましたが、答えはNOでした。

そこで質問状を送ったところ、下記のような回答書が送られてきました。

皆様からの質問書は区長が拝読し、都市整備部土木計画課から回答させていただきます。

さらば、
上からの
都市計画

<今後の進め方について>

質問① 事業認可申請と認可取得について、住民への周知はどのように行うのか？

A 地域の方への周知については、事業認可取得後、東京都広報や区公式ホームページ等で速やかにお知らせをし、広く周知を図っていく予定です。

質問② 直接関わる、地権者・借家人・店子に対してはどのように説明するのか。

A 事業認可取得後に説明会を開催する予定です。また説明会開催前には、案内状と併せてニュースを作成し、ポスティングや郵送等により、個別に周知してまいります。

質問③ 132号線用地買収に関わる土地建物は何軒か。そのうち用地測量が終わっている土地建物は何軒か？

質問④ 第一期事業区間の土地建物は何軒か。そのうち用地測量が終わっている土地建物は何軒か？

A③④ 優先整備路線の都市計画線内の筆数は185筆で、約64%の用地測量が終わっています。第一期事業予定区間の都市計画線内の筆数は59筆で、約61%の用地測量が終わっています。

質問⑤ 第一期事業着手の工程について「用地買収が成立した路地区画ごとに着手する」と聞いているが本当か

A 整備の進め方としては、青梅街道側からの工事用車両の搬入搬出を計画しているため、工事の施工性や安全性を考慮し、青梅街道から整備する予定です。なお、今後の用地取得状況に応じて、適宜施工計画の見直しをしながら事業を進めていきます。

質問⑥ 橋の架け替えは最初に行う計画か、最後にする計画か。

A 橋梁の架け替えについても、事業認可取得後、詳細な設計を行い、着工の準備が整い次第、施工していく予定です。

質問⑦ 次の第二期事業区間はどこまでを予定しているのか。駅までか、神明通り入口か。

⑧ 第二期の事業申請は第一期事業完了後に行うのか、それとも第一期事業が始まっている途中で行うのか

A⑦⑧ 優先整備道路に位置付けている残りの区間割りや、申請時期については現時点で決定しておりません。今後、第一期事業区間の進捗状況に応じて、検討を進め決定していきます。

<事業認可後における制約等について>

質問⑨ 建築、売買、税金、その他で、地権者に発生する制約はあるのか。

⑩ 借家人、店子に発生する制約はあるか。

A⑨⑩ 事業地内で都市計画事業の施行の障害となるおそれ（土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件（5トンを超える物件）の設置や堆積）がある場合杉並区の許可が必要となります。また事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを杉並区へ届け出る必要があります。なお、届出後30日以内は売買が行えない等の一定の制限があります。

<都市計画法について>

質問⑪ 都市計画法は昭和43年に改正されているが、旧都市計画法の下での決定（昭和22年）や変更（昭和41年）に基づいて事業認可することは可能なのか。

A 旧都市計画法の下で定められた都市計画は、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）2条により現都市計画法の規定による都市計画とみなすものとされています。今回の都市計画道路補助132号線の事業認可については、問題ありません。（以上）

上記の返答には納得のいかない箇所が多くあります。一期の工事は拙速して行おうとしているのに、二期の工事以降は申請時期の計画もない。昨年3月もあやふやな答えを繰り返しながら一区の工事区域を一気に延長しています。どうしても譲れないのは最後の質問への回答です。百年前の旧都市計画法（大正8年の日本帝国時代の法）に基づいて、住民の合意を得ることもなく工事が強行されることに同意できません。西荻窪には旧都市計画法による整備道路が数多く存在します。一旦「この道路を優先する」と上から決められたら、沿線住民の意見を聞くこともなく事業が始まるのです。街づくりをしているのはそこで生活している私たちです。いったい、私たちの街に何が行われようとしているのか、それに対して私たちは何をなすべきなのか、都市整備部土木計画課を訪問してさらなる質疑応答を重ねていきます。皆様にも、その都度ニュースでお知らせします。